

宍粟市教育委員会規則第2号

宍粟市通学バス管理運行規則をここに公布する。

平成28年3月18日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市通学バス管理運行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市通学バスの適正な使用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 通学バス使用の範囲は、次の各号に掲げる小学校又は中学校に当該各号に掲げる地区から通学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の登下校輸送とする。

- (1) 山崎西小学校 山崎町葛根、山崎町土万、山崎町塩山、山崎町大沢及び山崎町塩田
- (2) 一宮北小学校 一宮町福知、一宮町生栖、一宮町楽里、一宮町西深、一宮町深河谷、一宮町西公文（小原及び溝谷地区に限る。）、一宮町河原田（阿舎利地区に限る。）、一宮町上岸田、一宮町百千家満、一宮町草木、一宮町千町、一宮町黒原、一宮町井内、一宮町横山及び一宮町倉床
- (3) 波賀小学校 波賀町日見谷、波賀町谷、波賀町小野（下小野地区に限る。）、波賀町水谷、波賀町皆木（冬季間に限る。）、波賀町飯見（冬季間に限る。）、波賀町野尻、波賀町原有賀、波賀町原、波賀町日ノ原、波賀町音水、波賀町引原、波賀町鹿伏、波賀町戸倉及び波賀町道谷
- (4) 千種小学校 千種町岩野辺（内海及び荒尾地区に限る。）、千種町河内、千種町西河内、千種町七野（倉谷地区に限る。）、千種町下河野及び千種町鷹巣
- (5) 山崎西中学校 山崎町葛根、山崎町土万、山崎町塩山及び山崎町大沢
- (6) 山崎東中学校 山崎町大谷、山崎町東下野、山崎町中野、山崎町上ノ下及び山崎町上ノ上
- (7) 波賀中学校 波賀町野尻（冬季間に限る。）、波賀町原有賀、波賀町原、波賀町日ノ原、波賀町音水、波賀町引原、波賀町鹿伏、波賀町戸倉及び波賀町道谷
- (8) 千種中学校 千種町岩野辺（内海地区に限る。）、千種町河内、千種町西河内、千種町下河野及び千種町鷹巣

2 前項に定めるもののほか、児童等の団体輸送で、宍粟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育上特に必要と認めた場合は、通学バス使用の範囲とする。

(目的外使用)

第3条 前条の使用に支障がない場合で、教育活動の目的をもって、特に教育委員会が認めたときに限り、前条の規定にかかわらず通学バスを使用することができる。

(使用許可)

第4条 関係小学校長及び中学校長（以下「校長」という。）は、第2条第1項各号により乗車する者を通学バス乗車児童等報告書（様式第1号）により教育委員会に報告しなければならない。

2 第2条第2項により使用しようとする者は、特別乗車児童等使用申請書（様式第2号）を使用しようとする7日前までに提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 第3条により使用しようとする者は、目的外運行兼随時運行申請書（様式第3号）により教育委員会の許可を受けなければならない。

(運行計画)

第5条 校長は、登校日の始業及び終業の時間を考慮して運行計画を作成し、通学バス運行計画報告書（様式第4号）により、教育委員会の承認を受けなければならない。

(乗車及び降車の場所)

第6条 乗車及び降車の場所は、教育委員会が別に定めるものとする。

(運転者)

第7条 通学バスの運転は、教育委員会が委嘱した者又は指定したものでなければすることができない。

2 教育委員会は、前項の規定による運転手を委嘱し、又は指定する場合には、市長と協議のうえ決定する。

3 運転者は、宍粟市庁用自動車管理規則（平成17年宍粟市規則第8号）を遵守しなければならない。

(安全及び保護)

第8条 教育委員会及び校長は、地区自治会、PTA等との連携により、通学バスの安全確保及び児童等の保護に努めなければならない。

(災害補償措置等)

第9条 通学バスは、強制保険のほか、次に掲げる任意保険に加入しておかなければならない。

(1) 対人及び対物保険

(2) 車両保険

(3) 搭乗者保険

2 前項の規定による保険の補償額の限度額は、教育委員会と市長が協議して決定するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 宍粟市山崎通学バス管理運行規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第22号）

(2) 宍粟市一宮通学バス管理運行規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第23号）

(3) 宍粟市波賀通学バス管理運行規則（平成27年宍粟市教育委員会規則第6号）

(4) 宍粟市千種通学バス管理運行規則（平成23年宍粟市教育委員会規則第2号）

(規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の宍粟市山崎通学バス管理運行規則、宍粟市一宮通学バス管理運行規則、宍粟市波賀通学バス管理運行規則及び宍粟市千種通学バス管理運行規則の規定によりなされた処分手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

学校長 印

年度通学バス乗車児童等報告書

(自治会名) 生徒 人

[illegible]

様式第 2 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

宍粟市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

特別乗車児童等使用申請書

自治会名	児 童 等 氏 名	生 年 月 日	学年	保 護 者 氏 名	備 考
理 由					

様式第3号（第4条関係）

目的外運行兼随時運行申請書

宍粟市教育委員会

様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊟

1 申請理由

2 希望年月日

3 運行計画

4 その他

様式第 4 号（第 5 条関係）

通学バス運行計画報告書

月 日から
月 日まで

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

学校長 印

1 登 校			2 下 校		
停留場	時刻	児 童 等 の 数	停留場	時刻	児 童 等 の 数
発			発		